

(別紙)

「オーストラリアのタスマニア産りんご生果実に関する植物検疫実施細則」(平成 10 年 12 月 25 日 10 農産第 9349 号 農産園芸局長通達) 新旧対照表
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。) 別表 2 の付表第 3 4 のオーストラリアのタスマニア産のりんごの生果実に 係る植物検疫の実施については、平成 1 0 年 1 2 月 2 5 日農林水産省告示 第 1 9 4 3 号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、この細則 に定めるところによる。 1 ～ 3 (略) 4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 告示 5 の消毒の実施の確認は、次により、原則として、オーストラ リア植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア 告示 4 の(2)によりくん蒸を実施する場合 <u>(ア) 所定の薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたこと を確認すること。</u> <u>(イ) ガス濃度の測定に用いられるパイプは、収着性の小さい材質であ るとともに、測定点としてくん蒸施設中央部の上、中及び下の 3 点 の空間部に設置されていることを確認すること。</u> <u>(ウ) 消毒開始前に、ガス濃度測定機器は 0.5mg/ℓ 以上の精度を有し たものであり、適切に校正されたものであることを確認すること。</u> <u>(エ) 生果実の積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われた ことを確認すること。</u> <u>(オ) くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。</u> <u>(カ) くん蒸施設内の臭化メチルの濃度をグラム毎立方メートル(ミリ グラム毎リットル)で表した数値とくん蒸時間数との積(以下「C T 値」という。)は、くん蒸中のガス濃度から次により計算するも のとし、C T 値が所定の値以上であることを確認すること。なお、 ガス濃度は(イ)において定める 3 点の臭化メチル濃度を測定し、 その 3 点の平均測定値を用いるものとする。</u> <u>$CT \text{ 値}(\text{mg} \cdot \text{h} / \ell) = (7.5C_{15} + 22.5C_{30} + 45C_{60} + 30C_{120}) / 60$</u> <u>$C_n : n \text{ 分後のガス濃度}(\text{mg} / \ell)$</u> (キ) (カ)により求めた CT 値が所定の値を下回った場合は、くん蒸 時間を次の計算式により求めた時間分が延長されたことを確認す ること。なお、延長時間は 5 分単位で切り上げること。 <u>$\text{延長時間(分)} = 60(76.4 - CT \text{ 値}) / C_{120}$</u>	植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。) 別表 2 の付表第 3 4 のオーストラリアのタスマニア産のふじ種りんごの生 果実に係る植物検疫の実施については、平成 1 0 年 1 2 月 2 5 日農林水産 省告示第 1 9 4 3 号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、こ の細則に定めるところによる。 1 ～ 3 (略) 4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 告示 5 の消毒の実施の確認は、次により、原則として、オーストラ リア植物防疫機関と共同して行うものとする。

改 正 後	現 行
(ク) <u>こん包してくん蒸する場合には、こん包の通気性を確認すること。</u> <u>イ 告示4の(3)によりくん蒸を実施する場合</u> <u>(ア) 所定の薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。</u> <u>(イ) 1回に処理する生果実の量が、くん蒸施設の内容積の53パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたことを確認すること。</u> <u>(ウ) くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。</u> (2) (略) 5・6 (略)	<u>ア 告示4に定められた薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。</u> <u>イ 1回に処理する生果実の量が、くん蒸施設の内容積の53パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたことを確認すること。</u> <u>ウ くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。</u> (2) (略) 5・6 (略)